

地域密着型サービス事業所に係る事業所定員変更の届出の取扱いについて

【利用定員の変更】

変更の届出については、介護保険法の規定により、変更があったときから 10 日以内に、その旨を市町村長に届け出ることとなっておりますが、事業所の構造や利用定員の変更などについては、基準等を満たしていないことなどの理由で受理ができないと、利用者（被保険者）の介護サービス利用に影響がでることから、このようなことを防ぐために事前確認が必要な事項については当広域連合との事前協議が必要となっております。

なお、利用定員の変更については、現在まで協議内容等の定めがありませんでしたが、当広域連合介護保険事業計画や市町村福祉計画等との整合性を図る観点から、平成 30 年 5 月 11 日より以下の取扱いと致します。

サービス種類		事前協議内容	変更の制限	届出の受理
施設・居住系	認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・当広域連合介護保険事業計画のサービス整備計画について ・当広域連合基準条例の人員基準、設備基準等について 	〈定員増について〉 事業計画において定める日常生活圏域内における必要利用定員総数に既に達している場合、又は当広域連合事業計画の達成に支障を生ずる恐れがあると認められる場合の変更はできません。	<ul style="list-style-type: none"> ・当広域連合介護保険事業計画との整合性が図られ、人員、設備等の基準を満たしているかを確認後に受理を行う。
	地域密着型特定施設入居者生活介護			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
在宅	定期巡回・随時対応サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・当広域連合基準条例の人員基準、設備基準等について ・当広域連合介護保険事業計画及び事業所所在市町村福祉計画等について 		<ul style="list-style-type: none"> ・人員、設備等の基準を満たしており、事業計画及び市町村福祉計画等に支障がない場合に受理を行う。 ・事業計画又は市町村福祉計画等の目的達成に支障を生ずる恐れがあると認められる場合には条件等を付し受理を行う。
	夜間対応型訪問介護			
	認知症対応型通所介護			
	小規模多機能型居宅介護			
	看護小規模多機能型居宅介護			
	地域密着型通所介護			

【留意事項】

- (1) 上記変更を行う場合は変更予定日の 2 週間前までに広域連合と事前協議を行ってください。
- (2) この取扱いについては、当広域連合構成市町村に所在する地域密着型サービス事業所のみが対象となります。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号事業）の介護予防通所訪問介護相当サービスなど、上記以外のサービスについては従来通りの取扱いと致します。